



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

ウェルフェア・レポート[®]

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行先：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

新たな複合型サービスの具体像を提示

～厚生労働省

厚生労働省は11月6日、「第230回社会保障審議会介護給付費分科会」を開き、2024年度介護報酬改定に向けて、訪問介護・訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援の各サービスのほか、横断的事項(介護人材の処遇改善等、複合型サービス)への対応案を議論した。

横断的事項の介護人材の処遇改善等では、厚労省は現行の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の3加算を一本化する案を提示。▽それぞれで異なる職種間賃金配分ルールについて、「介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める」に統一する、▽スムーズに新加算を取得できるよう、一定の移行期間(新旧加算を選択できる期間)を設ける——ことなどを提案した。この案について特に異論はなかったが、「移行に際して手続きが煩雑にならないようにしてほしい」「人材確保の観点から、(現在は処遇改善の対象になっていない)ケアマネジャーへの対象拡大も必要」などの注文が出た。また、職場環境等要件の見直し案も示された。

複合型サービスについては、訪問介護と通所介護を組み合わせた新たな地域密着型サービス創設の大枠を提示。人員・設備・運営基準は基本的に両サービスと同様としたうえで、▽29人の登録定員を設ける、▽居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成したケアプランに基づきサービスを提供する、▽基本報酬は包括払い(要介護度別)とする——などが示された。これに対して、趣旨に賛同する声があった一方、「制度を複雑化させ、既存事業所のさまざまな努力を阻害する」「課題が多く、効果は少ない。通所介護の職員の待機時間を活用するイメージだが、そもそも待機時間があるか疑問」「通所介護が訪問サービスを行えるよう規制緩和すればよい」「地域密着型サービスになれば、市町村をまたぐサービスができない」などの意見も上がった。今後さらなる議論を続けていく予定だ。

介護保険第1号保険料の見直し案を示す

～厚生労働省

厚生労働省は11月6日、「第108回社会保障審議会介護保険部会」を開き、「給付と負担」について議論し、介護保険の第1号保険料見直し案を示した。

65歳以上の第1号保険料は、各自治体が算出した基準額をベースに、所得区分に応じて自治体が決める。所得区分と乗率は、国が9段階の標準モデルを示している。この日、厚労省は、最も所得の高い第9段階の上に新たに4つの段階を設けて全体を13段階とする見直し案を提示。「今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要がある」として、高所得層の負担を引き上げる一方、住民税非課税世帯などの低所得層(第1～3段階)の保険料を軽減するとした。また、これまで低所得者の負担軽減に活用していた公費の一部を、介護職員の処遇改善など「社会保障の充実」に充てることも提案した。

この見直し案に委員からは賛同する意見が多かったが、「物価高騰のなか、大幅な負担増となる高齢者に十分配慮する必要がある」「利用控えにつながることで懸念される」という声や、「今回は議論されていないが、資産を考慮した検討を行うべき」との意見が出た。

見直し案については、事務局と調整のうえ部会長に一任することとなった。

介護業界の人材確保とデジタル活用を推進

～政府

政府は11月2日、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を閣議決定した。変革を力強く進める「供給力の強化」と、不安定な足元を固めて物価高を乗り越える「国民への還元」の2つを「車の両輪」とし、新しい資本主義の実現に向けた取り組みをさらに加速させたい考えだ。

介護分野については、人手不足対応策として人材確保に向けた賃上げに必要な財政措置を早急に講じるほか、デジタル技術を活用した効率化や持続可能な体制の構築、外国人材の活用も盛り込んでいる。デジタル技術の活用では、介護の質の維持・向上と介護職員の負担軽減を図るため、介護ロボットやICT機器の活用、経営の協働化・大規模化等の生産性向上に向けた取り組みを推進し、人員配置基準の柔軟化を進めると提言。特に、介護ロボット・ICT機器の積極活用などの要件を満たす高齢者施設の人員配置基準の柔軟化は2023年度中に所要の検討を行い、必要な措置を講じると明記した。

今後、裏付けとなる補正予算案の早期成立をめざしていく。

持続可能な体制の構築についても、管理者の常勤・専従要件に関するサービス種別の組み合わせの範囲や、近接の敷地といった距離的な範囲について、明確化・緩和等の見直しを検討し、2023年度中に所要の措置を講じるとした。

「こども未来戦略方針」に基づく施策の展開を加速化

～政府

政府は11月2日、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を閣議決定した。少子化対策については、「こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進」として、今年6月13日に閣議決定した「こども未来戦略方針」に基づくこども・子育て支援をスピード感をもって実行すると明記。児童手当の拡充では、支払月を年3回から隔月の年6回とする法改正を併せて行い、初回支給を2025年2月から2024年12月に前倒しすることを盛り込んだ。また、すべての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度(仮称)」の本格実施を見据えた試行的事業を、2023年度中に開始できるように支援するとした。

サ高住に対する介護報酬の適正化等を求める

～財務省

財務省は11月1日、財政制度等審議会財政制度分科会を開催し、社会保障について議論した。

はじめに財務省は2024年度予算編成の課題として、「全世代型社会保障制度の構築」と「今後3年間(変革期間)に対応する3報酬改定(医療・介護・障害)」の2点を挙げ、対応策として「支え手減少下での人材確保」「DX推進・デジタル技術活用」「メリハリをつけた報酬改定」を示した。

介護報酬改定については、必要な介護サービスを提供しつつ国民負担を軽減する観点から、報酬の合理化・適正化を進める必要があると指摘。改革の方向性として▽担い手の確保、▽給付の適正化、▽保険制度の持続性を確保するための改革——を挙げた。給付の適正化では、2021年度の収支差率が3.0%と中小企業全体(3.3%)をやや下回る水準だったことや、特別費用の「事業所から本部への繰入」は反映されているものの特別収益が反映されていない点など、介護事業者の経営状況を概説。改革の方向性として、2023年度の経営実態調査の結果も踏まえつつ、収支差率の良好なサービスでは報酬水準の適正化・効率化を徹底して図るべきとした。

また、サービス付き高齢者向け住宅での画一的なケアプランや過剰なサービス等のいわゆる「囲い込み」の問題も指摘。前回の改定で問題事例にはケアプランを届け出る仕組みを導入したものの、自治体による点検が十分でないためサービスの見直しにつながっていない状況を踏まえ、ケアプランを届け出る仕組みがより実効的になるよう見直すとともに、介護報酬の適正化を図るべきと提言した。具体的には、訪問介護等で利用者が同一の建物に集中している場合の減算やケアマネジメントサービスの偏りに対する減算の強化を提言した。

通所介護における入浴介助加算の見直し案を示す

～厚生労働省

厚生労働省は10月26日、「第229回社会保障審議会介護給付費分科会」を開き、通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護について、2024年度介護報酬改定に向けての方向性を示した。

通所介護では、入浴介助加算の見直し、個別機能訓練加算の適正化、3%加算・規模区分特例、豪雪地帯等に対する取り扱いの明確化——が論点に。入浴介助加算の見直しについては、入浴介助加算(I)の算定要件に入浴介助の技術を高める研修内容を組み込むなど、要件の厳格化が示された。入浴介助加算(II)については、利用者宅浴室の環境評価・助言において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(以下、医師等)に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示のもとICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定することを可能とする要件の見直しが提案された。

入浴介助加算(I)の算定要件の見直しについては、「介護職員にとって、自立支援に資するスキルの習得を推進していくことは極めて重要」として賛同する意見がある一方、「施設や研修を受ける職員にとっては負担の増加となり、職員のオーバーワークにつながる可能性があり慎重な検討が必要」との声が出た。入浴介助加算(II)の算定要件の見直しについては、「医師等の専門職の確保・連携が困難という課題は残る」としたうえで、「要件の明確化・簡素化のさらなる検討をお願いしたい」とする意見が上がった。

東京都 介護報酬改定に向けた「緊急提言」を発表

～東京都

東京都は10月10日、2024年度介護報酬改定等に関する「緊急提言」を行った。背景には、2023年度の都の最低賃金が過去最大の引き上げにより1,113円になったことなどで、介護現場から他業界へ人材が流出することへの危機感がある。

提言内容は、「I 大都市にふさわしい介護報酬及び施設基準の見直し」として、▽介護報酬改定について、人件費割合や物件費・土地建物の取得費等の実態の把握・分析を適切に行ったうえで、都の実態に合わせ、介護報酬へ適切に反映すること、▽現下の物価高騰の影響も踏まえ、介護事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるよう、介護報酬に適切に反映すること、▽介護保険施設の居住費・食費の基準費用額について、都の地価等を反映するとともに、物価高騰の影響も適切に反映できる仕組みとすること——を要望。「II 介護職員等の処遇改善」としては、▽介護事業者が介護人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができる介護報酬とすること、▽介護支援専門員(ケアマネジャー)の安定的な確保を図るため、処遇を改善すること——の2点を訴えた。